

## 医師の労働時間短縮に向けて

平成30年12月〇日  
医師の働き方改革に関する検討会

医師の働き方改革に関する検討会においては、2024年4月から適用される医師の時間外労働規制のあり方や、医師の労働時間の短縮策についての検討を進めています。

本年2月には「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」をまとめ、

- 1 医師の労働時間管理の適正化に向けた取組
- 2 36協定等の自己点検
- 3 既存の産業保健の仕組みの活用
- 4 タスク・シフティング（業務の移管）の推進
- 5 女性医師等に対する支援
- 6 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

について、できることから自主的な取組を進めていただけるよう、厚生労働省から都道府県等を通じて周知を図っています。

今秋以降の検討会における議論では、医師の健康確保の観点から、睡眠の重要性をエビデンスに基づき議論し、勤務医の皆さんが一定の睡眠をきちんと確保できる労務管理をしていく重要性について、改めて確認したところです。

このため、個々の医療機関において、以下のポイントを意識して上記「緊急的な取組」に確実に取り組んでいただきたいと考えています。

- タスク・シフティング（業務の移管）により日中の業務を含めて医師の業務が削減できれば、その分、時間外労働時間が短くなります。また、当直中のタスク・シフティングにより、医師がまとまった仮眠が取りやすくなるとも考えられます。
- 既存の産業保健の仕組みを活用して特に睡眠が取れていない医師をスクリーニングし、その健康状態を踏まえ、勤務において配慮することも有効です。
- また、長時間の連続勤務にならざるを得ない場合でも、医療機関の状況に応じて、当直明け負担軽減、勤務間インターバル確保等によってその後にとまとまった休息を取らせ、疲労を回復できるようにすることも有効です。

各医療機関における「緊急的な取組」が実際に医師の労働時間短縮や医師の健康確保につながっているか振り返っていただき、実効性のある取組の実施をお願いします。